

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更前（素案の記載）	変更後（現在の記載）	変更理由	変更の契機
1	1	表紙	<p>評価実施機関名 新宿区長 公表日 令和5年2月9日</p>	<p>評価実施機関名 新宿区長 公表日 令和6年3月15日</p>	公表日の記載を公表予定日とした。	第三者点検
2	3	I 基本情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務 ②事務の内容	<p>【予防接種事務の概要】 (略)</p> <p>2. 事務の内容 (1) 予防接種法に基づく臨時の予防接種及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種 (略) キ 国・東京都等への報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。 (略) (2) 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 (略) ク 国・東京都等への報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。 (略)</p>	<p>【予防接種事務の概要】 (略)</p> <p>2. 事務の内容 (1) 予防接種法に基づく臨時の予防接種及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種 (略) キ 国・東京都等への報告 関係法令に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。 (略) (2) 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 (略) ク 国・東京都等への報告 関係法令に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。 (略)</p>	記載している根拠法令が誤っていた。	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び
 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書
 素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更前（素案の記載）	変更後（現在の記載）	変更理由	変更の契機
3	10 ~1 1	別添1 事務の内容	<p>(備考)</p> <p>(略)</p> <p>1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく臨時の予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務</p> <p>(略)</p> <p>・国、東京都等への報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務</p> <p>(略)</p> <p>・国、東京都等への報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(備考)</p> <p>(略)</p> <p>1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく臨時の予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務</p> <p>(略)</p> <p>・国、東京都等への報告 関係法令に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務</p> <p>(略)</p> <p>・国、東京都等への報告 関係法令に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。その他、国または東京都から指示された事項について報告を行う。</p> <p>(略)</p>	記載している根拠法令が誤っていた。	第三者点検
4	13	II 特定個人情報 ファイルの概要 3.特定個人情報の 入手・使用 ④入手に係る妥当 性	<p>○住民基本情報</p> <p>(略)</p> <p>○接種記録： 医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手している。</p> <p>(略)</p>	<p>○住民基本情報</p> <p>(略)</p> <p>○接種記録： 医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手している。</p> <p>(略)</p>	記載している根拠法令が誤っていた。	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更前（素案の記載）	変更後（現在の記載）	変更理由	変更の契機
5	20	II 特定個人情報 ファイルの概要 3.特定個人情報の 入手・使用 ③消去方法	<p><予防接種システムにおける措置></p> <p>(略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>(略)</p>	<p><予防接種システムにおける措置></p> <p>(略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・当区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>(略)</p>	文言修正	第三者点検
6	36	III 特定個人情報 ファイルの取扱いプロ セスにおけるリスク対 策 7.特定個人情報の 保管・消去 ⑥技術的対策	<p><新宿区における措置></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の職員のITモラルと情報セキュリティ意識の底上げを図り、当区におけるウイルス感染・不正侵入・情報漏えい等のリスクを低減することを目的に、研修の実施や不審メール受信時対応訓練等を行っている。 	<p><新宿区における措置></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の職員のITモラルと情報セキュリティ意識の底上げを図り、当区におけるウイルス感染・不正侵入・情報漏えい等のリスクを低減することを目的に、研修の実施や不審メール受信時対応訓練等を行っている。 	研修については、技術的対策ではなく人的対策。技術的対策からは削除するが、記載内容は、「IVその他のリスク対策 2.従事者に対する教育・啓発」へ移行した。	第三者点検
7	39	IV その他のリスク対 策 2.従事者に対する 教育・啓発 従事者に対する教 育・啓発	<p>【当区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、情報セキュリティ研修を定期的実施して保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。なお、違反行為を行った者に対しては、違反の程度や情状に応じて指導を行う。 ・委託業者に対して、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して従業者への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。 	<p>【当区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、情報セキュリティ研修を定期的実施して保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。なお、違反行為を行った者に対しては、違反の程度や情状に応じて指導を行う。 ・委託業者に対して、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して従業者への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。 ・個々の職員のITモラルと情報セキュリティ意識の底上げを図り、当区におけるウイルス感染・不正侵入・情報漏えい等のリスクを低減することを目的に、研修の実施や不審メール受信時対応訓練等を行っている。 	項番6のとおり。	第三者点検

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更前（素案の記載）	変更後（現在の記載）	変更理由	変更の契機
8	41	VI 評価実施手続 国民・住民等からの 意見の聴取 ①方法	1. 基礎項目評価 ①実施日 令和4年2月10日 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 令和4年9月15日から令和4年10月14日までの30日間 3. 第三者点検 ①実施日 令和4年11月9日から令和4年12月9日まで	1. 基礎項目評価 ①実施日 令和6年3月15日 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 令和5年10月25日から令和5年11月24日までの30日間 3. 第三者点検 ①実施日 令和5年11月22日から令和6年1月19日まで	令和5年度の実施日に合わせて修正。 基礎項目評価書の実施日は、公表予定日である「令和6年3月15日」とした。	第三者点検
9	47 ~5 4	別添3 p47 I 基本情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務 システム7（下から	変更日 令和5年7月28日、令和5年8月29日、令和5年10月1日	変更日 令和6年3月15日	公表日の記載を公表予定日とした。	第三者点検
10	48	上から3つ目 項目 名	(略) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報の提供ルール (委託先から多謝への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	(略) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報の提供ルール (委託先から 他者 への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	文言修正	第三者点検
11	54	上から1つ目 項目	(略) リスク5： 不正な請求が行われるリスク	(略) リスク5： 不正な 提供 が行われるリスク	文言修正	第三者点検